

米子市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

平成28年3月31日

米子市長

米子市議会議長

米子市教育委員会

米子市選挙管理委員会

米子市代表監査委員

米子市公平委員会

米子市農業委員会

(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、米子市職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 法第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (2) 社会的障壁 法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者に対して、正当な理由なく、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいという。以下同じ。）を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否し、又は当該提供に当たっての場所・時間帯などを制限する、障がい者ではない者に対しては付さない条件を付ける等、障がいがない者との不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置（障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する措置、法に定める合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱い、プライバシーに配慮しつつ必要な範囲で障がい者に障害の状況等を確認することその他これに類する措置をいう。）は、前項に規定する不当な差別的取扱いには当たらないものとする。

3 第1項の正当な理由の有無は、個別の事案ごとに、次に掲げる事項を考慮の上、総合的かつ客観的に判断するものとする。

- (1) 障がい者及び第三者の権利利益（安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）
- (2) その目的、内容及び機能の維持等事務又は事業への影響の程度

4 職員は、第1項の正当な理由があると判断した場合は、障がい者に対しその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を

必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、障がい者の権利利益を侵害することがないように、当該社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

- 2 第1項に規定する意思の表明は、言語、手話、点字、拡大文字、筆談、実物の提示、身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達その他障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）によることをもって足りるものとする。
- 3 第1項に規定する意思の表明には、当該障がい者の家族、介助者、後見人その他の当該障がい者のコミュニケーションを支援する者が（次項において「家族その他の支援者」という。）当該障がい者を補佐して行う意思の表明も含むものとする。
- 4 職員は、意思の表明が困難な障がい者が、家族その他の支援者を伴っていないなどによりその意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するための建設的対話の働きかけに努めるものとする。
- 5 第1項の負担の度合いについては、個別の事案ごとに、次に掲げる事項を考慮の上、総合的かつ客観的に判断するものとする。
 - (1) 事務事業の目的、内容、機能の維持等事務事業への影響の程度
 - (2) 物理的制約、技術的制約、人的制約、体制的制約その他の要因に基づく実現の可能性
 - (3) 費用、負担の程度
 - (4) 事務、事業の規模
 - (5) 財政状況
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、これに類する事項
（相談体制の整備）

第5条 福祉保健部障がい者支援課に、職員からの合理的配慮等実施に係る相談に的確に対応するための相談窓口を置く。

- 2 前項の相談窓口においては、不当な差別的取扱いの具体例、合理的配慮の具体例等を作成の上、随時、職員に周知するものとする。
（研修・啓発）

第6条 障がいを理由とする差別の解消を図るため、職員に対し、必要な研修又は啓発を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。